

- ③ 勧告、健康診断の措置を実施する場合は、その理由等を書面により通知しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- ④ 都道府県知事は、③ただし書の場合は、相当の期間内に、理由等を記載した書面を交付しなければならない。

2 就業制限

- ① 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類、三類感染症の患者又は無症状病原体保有者の届出を受けた場合には、当該患者又はその保護者に対し、届出の内容等を書面により通知しなければならない。ただし、当該患者に対し入院勧告をした場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 通知を受けた患者等は、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務に、そのおそれなくなるまでの期間従事してはならない。
- ③ ②の適用を受けている者等は、都道府県知事に対し、②の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。
- ④ 都道府県知事は、③の規定による確認の求めがあったときは、感染症の患者等でないかどうか、又は期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、就業制限の通知又は就業制限の必要がなくなったときの確認をしようとするときは、あらかじめ、患者等の居住地を管轄する保健所に置かれた協議会の意見を聴かなければならない。

3 入院

(1)

- ① 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医療機関以外の病院等であって、都道府県知事が適当と認めるものに入院すべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、政令で定める基準に従い、感染症指定医療機関に入院させることができる。
- ③ ①、②の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。
- ④ 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、入院している患者を、患者が入院している病院等以外の都道府県知事が適当と認めるところに入院させることができる。
- ⑤ ①、②の規定に係る入院の期間と④の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。
- ⑥ 都道府県知事は、勧告又は入院の措置をしたときは、事後において、遅滞なく、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた協議会の意見を聴かなければならない。